

中央区特別養護老人ホームの入所に関する指針

平成27年3月4日

26中福介第878号

(目的)

第1条 この指針は、中央区（以下「区」という。）の区域内の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び同条第27項に規定する介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に際し、施設への入所の必要性が高いと認められる者から優先的に入所できるよう、入所判定対象者及び入所の必要性の高さを判断する基準（以下「入所調整基準」という。）等を明示し、入所決定の過程の透明性及び公平性を確保するとともに、円滑な施設入所の実施に資することを目的とする。

(入所判定対象者)

第2条 入所判定の対象となる者は、常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難であって、次のいずれかに該当する者とする。ただし、既に施設に入所している者は除く。

一 要介護3以上と認定された者

二 居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに
関し、次のいずれかの事由に該当するため、要介護1又は2と認定された者の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められるもの

ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状及び行動並びに意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状及び行動並びに意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯である又は同居家族が高齢若しくは病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(特例入所の判定に係る情報の共有等)

第3条 施設は、特例入所が認められるか否かを判定する場合に、次項から第5項までに定めるところにより、入所判定が行われるまでの間、区と情報の共有等を行う。

2 施設は、要介護1又は2の入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由等必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めるものとする。

3 前項の場合において、施設は、区に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所の対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めるものとする。

4 前項の規定による求めを受けた場合において、区は、地域の居宅サービス、生活支援等の

提供体制に関する状況、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容等も踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

- 5 第5条第1項に規定する入所に関する検討のための委員会（以下「委員会」という。）においては、必要に応じて介護の必要の程度、家族の状況等について、改めて区に意見を求めるものとする。

（入所調整基準）

第4条 入所調整基準は、次の事項によるものとする。

- 一 要介護度
- 二 認知症の状態
- 三 年齢
- 四 介護環境
- 五 区民期間

（委員会の設置）

第5条 施設に、委員会を設け、入所の決定は、その合議によるものとする。

- 2 委員会は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項に定める施設の長及び生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成するものとする。

（記録の作成及び保存）

第6条 施設は、委員会を開催する都度、その協議の内容（第3条第4項及び第5項に規定する区の意見を含む。）を記録し、これを2年間保存するものとする。

- 2 施設は、区又は東京都から求めがあったときは、前項の規定による記録を提出するものとする。

（指針の公表等）

第7条 区長は、この指針を公表する。

- 2 施設は、入所希望者に対して前項の指針の内容を説明するものとする。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。